

授業科目名	行政法総論Ⅱ	選択	開講年次	2	単位数	2
科目区分	専門科目					
サブタイトル	行政法総論につき行政救済法を除く後半部分	担当者	鶴尾 和憲			
講義概要	<p>【概要】行政をめぐる事象の法的検討に必要な行政法理論の基礎を体系的に修得してもらうことを目標とする。その際、判例や具体的事例を素材とし、難解な議論に陥ることのないよう、特に留意する。行政法総論（救済法を除く）の後半部分が本講の対象となる。</p> <p>【到達目標】行政法は公務員だけが習熟していればよいというルールではなく、私達の生活に密接に関連しているということを理解する。行政の諸活動について、その特質を理解する。</p>					
履修条件	行政法総論Ⅰは履修済みであること。また、憲法概論、行政法概論、民法概論を履修していることを前提として、講義を進める。					
教科書・参考書	<p>【教科書】畠山武道・下井康史編『はじめての行政法』（三省堂、2009）</p> <p>【参考書】櫻井敬子＝橋本博之『行政法〔第2版〕』（弘文堂、2009）</p> <p>小早川光郎、宇賀克也、交告尚史編『行政判例百選Ⅰ（第5版）』（有斐閣、2006）</p> <p>小早川光郎、宇賀克也、交告尚史編『行政判例百選Ⅱ（第5版）』（有斐閣、2006）</p>					
授業回数	内容					
1	はじめに 行政法総論Ⅰの復習					
2	行政の裁量（1）					
3	行政の裁量（2）					
4	行政指導（1）					
5	行政指導（2）					
6	行政契約					
7	行政計画					
8	行政の実効性の確保（1）					
9	行政の実効性の確保（2）					
10	行政の実効性の確保（3）					
11	行政手続（1）					
12	行政手続（2）					
13	行政調査					
14	情報公開・個人情報保護					
15	おわりに 行政の様々な手法について					
評価方法	試験およびレポートによって判断します。講義中の私語、携帯電話の使用など受講態度の極めて悪い者には、厳しく対処します。					
評価基準	行政法で使用される用語の意味を理解すること（C評価）。行政法の特徴ならびに行政の活動について理解すること（B評価）。行政の活動と行政法の役割について文章で説明ができること（A評価）。上記に満たない者については程度によってD、E評価とする。					
その他	基本的に講義形式で行います。講義にはあらかじめテキストの該当部分や判例を読んできてください。なお、授業では、レジュメを用意します。					